

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第30号

令和6年1月1日施行

益田川上流漁業協同組合

益田川上流漁業協同組合内共第30号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、益田川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第30号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、あじめどじょう及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域
いわな、あまご、にじます、 うぐい	あたらぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域
	秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で

なければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り、置き釣り）	舟（ゴムボートを含む）を使用しないこと（あ ららぎ湖を除く）
友釣り	リールの使用は禁止

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期 間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご、いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
こい、ふな、うなぎ、おめね、 あじめどじょう、かじか、にじま す	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
牛牧谷 高山市久々野町渚の右岸国有林境から上流全域	1月1日から12 月31日まで	全魚種
三俣谷 高山市久々野町渚の牛牧谷合流点から上流全域		
大坊本谷 高山市久々野町有道の境橋上流端から上流全域		
八尺川 高山市久々野町久々野の飛驒川との合流点から上流 全域		
白谷川 高山市朝日町胡桃島秋神川合流点から上流全域		
西洞川 高山市朝日町西洞のハッチャ堰堤から上流全域		
栃洞川 高山市高根町の日和田川との合流点から上流全域		
水屋谷 高山市高根町の高根第1ダムとの合流点から上流全域		

本谷	高山市高根町野麦の県道39号本谷橋上端から上流全域		
----	---------------------------	--	--

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな、あまご	15センチメートル
こい	20センチメートル
うぐい	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
ふな	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、75歳以上、女性又は肢体不自由者で身体障害者手帳2級以上所持のときは同号に掲げる額の七割で100円未満は切り上げに相当する額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、現場加算料を加算した額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣	1日3,000円、1年16,000円
雑魚 ^{※1}	手釣・竿釣	1日1,500円、1年8,000円

※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。

二 現場加算の場合

魚 種	漁具・漁法	現場加算料
あゆ	手釣・竿釣	3,000円
雑魚 ^{※1}	手釣・竿釣	1,500円

※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。

三 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚 種	漁具・漁法

いわな、あまご、にじます、うぐい	手釣・竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り）
------------------	------------------------

- 2 遊漁料は、組合が指定する遊漁券取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができ

る。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。